

# こしがや「プラス保育」幼稚園Q & A

## 目次

Q 1 定員は在園児も含めたものか.....	1
Q 2 4月の1回目の募集で定員が埋まらなかった場合、2次募集や5月以降の募集はあるのか.....	1
Q 3 産前産後休暇・育児休業から復帰する際に定員に空きがない場合はどうなるのか.....	1
Q 4 65歳未満の祖父母が同居している場合、祖父母は入園後も64時間以上の就労等の条件を満たさないと「プラス保育枠」の対象外となってしまうのか.....	1
Q 5 「幼稚園・認定こども園(教育認定)」と「プラス保育枠」と「保育所・認定こども園(保育認定)」の違いは.....	1
Q 6 保育所のように一斉の見学会はあるのか.....	3
Q 7 保育所と「プラス保育」幼稚園の併願はできるのか.....	3
Q 8 入園内定したが「プラス保育枠」から落ちた場合、タイミングによっては入園金等を支払済ということがある。この場合、入園辞退をしたら入園金等を返還してもらえるか.....	3
Q 9 入園式前と卒園式後も預かってもらえるのか.....	4
Q 10 土曜日に開園する園は、別に料金がかかるのか.....	4
Q 11 今後、「プラス保育」幼稚園の認定園は増えるのか.....	4

### Q 1 定員は在園児も含めたものか

A 在園児及び新入園児の年少～年長まで合わせた定員です。

### Q 2 4月の1回目の募集で定員が埋まらなかった場合、2次募集や5月以降の募集はあるのか

A 幼稚園によって追加の募集を行うことがあります。2次募集等の有無や、行う場合の日程については、園にお問い合わせください。

### Q 3 産前産後休暇・育児休業から復帰する際に定員に空きがない場合はどうなるのか

A 空きがなかった場合は、「プラス保育枠」ではなく「通常枠」で預かり保育を利用することとなります。「通常枠」での預かり保育料は、園が定めた金額となります。

### Q 4 65歳未満の祖父母が同居している場合、祖父母は入園後も64時間以上の就労等の条件を満たさないと「プラス保育枠」の対象外となってしまうのか

A そのとおりです。65歳未満の祖父母は、継続して64時間以上の就労等の条件を満たす必要があります。

### Q 5 「幼稚園・認定こども園(教育認定)」と「プラス保育枠」と「保育所・認定こども

## 園(保育認定)の違いは

A 次の表を参考にお考えください。

区分	幼稚園・認定こども園(教育認定)	プラス保育枠	保育所・認定こども園(保育認定)
入園条件	就労等の要件なし	就労等の要件あり	就労等の要件あり
開園時間	園による ※長い開園を行っている園もある	10時間以上の開園が条件 (8時以前～18時以降。さらに長時間預かる園もある)	11時間以上の開園が条件 (ほとんどの園で7時～19時)
土曜日	ほとんどの園で閉園 ※開園している園もあります。	ほとんどの園で閉園	開園
長期休業期間の預かり (夏休み・冬休み・春休み)	園による (お盆以外は開園している園から、全く実施していない園まで様々)	●基本型 平日の3/4以上開園 ●機能強化型 平日は毎日開園	開園
(例)8:00～18:00の利用でかかる基本の料金 ※各園で保育料等と別に実費徴収等があります	保育料+預かり保育料(園が定めた額)	保育料+預かり保育料(450円/日)	保育料+預かり保育料(園が定めた額)
	※園により、「保育料」が異なります。保育料や各種費用については、冊子「保育施設ガイド」等で確認できます。 (詳細は、園にお問い合わせください。)		
園の送迎バスの利用	可能 ※行きはバス利用、帰りは自分でお迎え…といった利用も可能です。	可能	できない (※一部利用可能な園もある)

※こしがや「プラス保育」幼稚園以外の幼稚園等においても、各園で預かり保育を行っています。ライフスタイルを踏まえ、利用可能であれば、さらに選択肢が広がります。ぜひご検討ください。

**Q6 保育所のように一斉の見学会はあるのか**

A 予定しておりません。

ただし、各園で独自に見学会や説明会を行っていますので、園に直接ご確認ください。  
 なお、一覧にしたものを越谷市ホームページにも掲載予定です。

※実施園の中には、説明会が終了した園もあるようです。ご了承ください。

**Q7 保育所と「プラス保育」幼稚園の併願はできるのか**

A 制度上、「同一の認定こども園の1号と2号の併願」以外は可能です(下表のとおり)。

ただし、園によりますが、幼稚園では、入園願書提出時に入園金等の支払が必要になることが通例です。また、制服の採寸など準備が進んでいきますので、手続や日程をよく確認することが必要です。

併願のパターン	可否	条件など
①従来幼稚園(越谷幼稚園以外) ⇕ 保育所・認定こども園(保育部分)	併願可	制度が異なる幼稚園のため、併願が可能です。
②新制度幼稚園(越谷幼稚園) ⇕ 保育所・認定こども園(保育部分)	併願可	1号認定(教育標準時間認定)と2号認定(保育認定)を並行して申請することはできませんが、入園の申込は可能です。 <u>保育園も申込することをあらかじめ幼稚園に伝え、了解を得た上で申込を行ってください。</u> ※幼稚園は入園が内定してから1号認定の申請をすることになるため、入園申込と認定申請は別の手続きとなります。 ※施設の了解を得られない場合は、併願ができません。
③A認定こども園(教育部分) ⇕ 保育所・B認定こども園(保育部分)	併願可	A認定こども園とB認定こども園は別施設のため、②と同様のパターンとなります。 ※施設の了解を得られない場合は、併願ができません。
④A認定こども園(教育部分) ⇕ A認定こども園(保育部分)	併願不可	認定こども園は教育部分と保育部分を併せて1つの施設なので、1つの施設に2つの申込(支給認定申請)をすることはできません。申込時にどちらかを選択する必要があります。なお、保育部分に入園ができなかった場合に、教育部分の定員に空きがまだあれば、教育部分に駆け込みで入園することも可能です。

※冊子「幼稚園・認定こども園(教育部分)入園のしくみ」から抜粋

**Q8 入園内定したが「プラス保育枠」から落ちた場合、タイミングによっては入園金等を支払済ということがある。この場合、入園辞退をしたら入園金等を返還してもらえるか**

A 市として、できる限り対応するよう要請しておりますが、最終的には園の判断となります。返還可能かどうか、希望園での対応をご確認ください。

**Q 9 入園式前と卒園式後も預かってもらえるのか**

A 園によっては、それぞれの園の考え方から、「登園自粛」となっている場合もあります。ただし、あくまで「自粛」のため、就労等で預ける必要性がある場合、預かり保育を利用できます。

保育所や地域型保育から転園してくる場合、既に就労をしていることから、入園式までの長期のお休みは困難という方が多いことを踏まえ、必要な預かりはしっかり行うよう、各園に説明しております。

**Q 10 土曜日に開園する園は、別に料金がかかるのか**

A 土曜日開園加算を受ける園では、「園が定めた8時間分のコアタイム（例：8時30分～16時30分）は定額預かり保育で対応（「プラス保育枠」の方は実質無料）」となります。これを超える時間は、園が定めた延長保育料がかかります。

なお、利用できるのは、就労等で必要な場合に、必要な時間のみです。

**Q 11 今後、「プラス保育」幼稚園の認定園は増えるのか**

A 制度開始時は11施設が「プラス保育」幼稚園に認定されており、平成31年4月から事業を開始しています。さらに令和2年度からは3園、令和3年度からは1園認定園が増えております。

市としても、今後、認定園を増やすとともに、定員枠の拡大を図ってまいりたいと考えております。